

桑名市告示第222号

桑名市桑名竹取物語サポーター認定制度実施要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市桑名竹取物語サポーター認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、放置竹林の減少に繋がる活動に取り組む民間事業者等（民間事業者その他団体及び個人をいう。以下同じ。）を桑名竹取物語サポーターとして認定することにより、桑名竹取物語事業の推進を図り、放置竹林の減少に繋げ、もって地域の竹資源の循環を創出することを目的とする。

(桑名竹取物語サポーター)

第2条 桑名竹取物語サポーター（第6条の規定による認定を受けた民間事業者等をいう。以下「サポーター」という。）は、次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 年間を通じた竹林整備等
- (2) 竹材等の加工及び竹製品の販売
- (3) 桑名竹取物語事業化協議会（以下「協議会」という。）への支援
- (4) 協議会及び竹資源創出事業の情報発信

(認定基準)

第3条 サポーターの認定を受けることができる民間事業者等は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税等（桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）第5条第2項に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。
- (2) 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱（令和2年桑名市告示第146号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 前条各号に掲げる活動について、協議会が別に定める認定基準に適合すること。

(サポーターの責務)

第4条 サポーターは、次に掲げることをしてはならないものとする。

- (1) サポーターの名称を冠して政治活動、宗教活動及びこれらに類する活動を行うこと。
- (2) 営利目的で、協議会が行う事業と同一の事業を行うこと（事前に協議会の許可を受けた場合を除く。）。

(認定申請)

第5条 サポーター認定を受けようとする民間事業者等（以下「申請者」という。）は、桑名竹取物語サポーター認定申請書（様式第1号）に取組内容のわかる画像や資料等を添付して、市長に申請しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、協議会へ桑名竹取物語サポーター認定者審査依頼書（様式第2号）により、審査を依頼する。

2 協議会は、第3条に規定する要件を満たすと判断したときは、サポーターとして認定することが適当である旨を、市長に対し報告する。

(認定)

第7条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、申請者をサポーターに認定し、市ホームページにて公表するとともに、申請者に対し認定証（様式第3号）を交付する。

(活動報告)

第8条 サポーターは、協議会に対し、年度ごとに活動報告を行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、サポーターが、次のいずれかに該当するときは、サポーターの認定を取り消し、認定証の返還を求め、市ホームページから削除する。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりサポーターの認定を受けたとき。
- (2) 第4条の規定に違反したとき。
- (3) 社会的信用を損なうおそれのある行為をしたとき。

(4) 前3号のほか、市長がサポーターとして不適当と認めたとき。

(5) サポーターの認定を辞退したい旨の申し出があったとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。